

マージン率などの情報について(事業所ごとの情報提供)

(要領第4の4:労働者派遣法第23条第5項)
※報告時点は、令和8年6月1日時点のものです。
対象期間:令和8年4月1日～令和9年3月31日

- ① 派遣労働者数14 人
- ② 派遣先事業所数(実数)3 事業所
- ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額148,402 円
(8時間 全業務平均)
- ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額37,478 円
(8時間 全業務平均)
- 事業報告で報告したすべての業務についても記載する
- ⑤ マージン率平均74.7 %

(注)計算式 $\frac{③-④}{③} \times 100 = 39.89 \div 39.8$

(小数点第一位未満の端数が生じた場合には、四捨五入してください。)
事業報告で報告したすべての業務についても記載することが望ましい。
また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、
派遣労働者が自社のいわゆるマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

【訓練内容:事務用機器操作の場合】

訓練種別	対象となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
	雇入時・派遣中・待機中など	OJT・OFF-JT	無償・有償	有給・無給
入社時研修	雇入時	OFF-JT	無償	有給
ソフトスキル研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
ベーススキル研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
アドバンス研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
昇格時研修	昇格時	OFF-JT	無償	有給

【キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先】 (注)記載漏れなく、最新のものであること

相談窓口 パートナー 二條 優介 電話番号 03-6213-1180

⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

特になし

⑧ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ☐ 労使協定を締結していない
- ☒ 労使協定を締結している
 - ・協定労働者の範囲(ITコンサルタント・法務・広報・知的財産事務の職業・経理事務員)
 - ・協定書の有効期間終期:令和9年3月31日

合同会社デロイト トーマツ

許可番号:派12-218765

計画番号・K15510205

東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング